

国民年金からのお知らせ

**10月1日から
国民年金保険料収納業務を
民間業者が行います**

これまで、国民年金の保険料が未納となっている方に対する保険料の収納業務は、社会保険事務所の職員や国民年金推進員が、電話や自宅へ直接訪問する方法等で行っていました。



平成17年10月から、一部の社会保険事務所では、この収納業務を民間事業者が行っています。

豊岡社会保険事務所では、10月1日から、国民年金保険料の納付等をお願いを次の民間業者に委託します。

●委託業者 **日立キャピタル債権回収株式会社**：電話・文書・戸別訪問等による納付等をお願い
※平日以外に、土曜日、日曜日および祝日にも納付等をお願いをします。

なお、委託を受けた民間業者には、守秘義務が課せられており、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

**年金を受給中の方へ
扶養親族等申告書の提出を
お忘れなく**

老齢年金等には、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります（障害年金や遺族年金には税金はかかりません）。年金額が158万円（65歳未満の方は108万円）以上の方の所得税は、受け取る年金から源泉徴収されます。

所得税の扶養控除を受けるためには、毎年10月下旬に社会保険業務センターから「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」が年金受給者に送付されます。ハガキに必要事項を記入の上、



12月1日まで同センターへ返送してください。ハガキが提出されない、扶養控除を受けられませんので、忘れずに提出してください。



なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」が届かない場合や紛失された場合は、下記の「ねんきんダイヤル」へ問い合わせください。

**海外に居住している方も
任意で国民年金に
加入できます**

■任意加入できる方
海外に居住する20歳以上65歳未満の日本人

■加入手続き
海外への出国者：出国するときに、市民課または各総合支所市民生活課で任意加入の手続きをしてください。
すでに海外に居住している方：国内の協力者（親族等）

に依頼して、最終住所地の市役所または社会保険事務所へ加入の手続きをしてください。

■保険料の納付

国内に開設している預貯金口座からの振替のほか、国内に居住している親族等の協力者に依頼することもできます。

■外国籍になった場合

日本国籍を離脱すると、海外に居住している間は国民年金に加入できなくなります。外国籍になって資格喪失した場合は、2年以内であれば「脱退一時金」を請求することができます。



ただし、受給資格期間（300月）を満たしていれば外国籍になっても年金を受給することができます。

■年金の受給手続き

海外に居住している方の年金の受給手続きは、最終住所地または協力者の管轄の社会保険事務所で行うこととなります。
*詳細は、「ねんきんダイヤル」に問い合わせください。

**豊岡社会保険事務所
からのお知らせ**

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。
なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●10月11日（土）は

午前9時30分～午後4時

●10月6日（月）・14日（火）・

20日（月）・27日（月）は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

●ねんきんダイヤル

●0570・05・1165

●IP電話・PHS

●03・6700・1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎22-10945

▽市民課市民係

☎21-9015または各総合支所市民生活課

インターネット 公売のお知らせ

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を次のとおり公売により売却します。

▽公売方法 インターネットを利用した競り売り

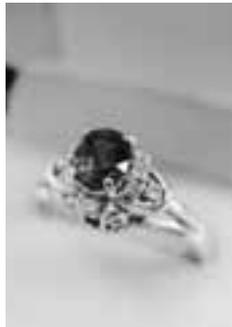
▽参加申込期間 10月2日(木)午後1時～16日(木)午後5時

▽競り売り期間 10月22日(水)午後1時～24日(金)午後2時

▽代金納付期限 10月31日(金)



大島紬反物



指輪



火鉢



大皿

午後3時

▽公売物件 原動機付自転車

・指輪・大島紬・大皿など20点

▽参加資格 一部の例外を除き、20歳以上の方であれば、どなたでも参加できますが、公売保証金の納付が必要です。

▽参加申込方法 インターネットからの参加となります(10月2日公開予定)。
・ホームページアドレス

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg.toyooka.city>

<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

▽その他 次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

・市ホームページ
<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

・ヤフー株式会社の公売システム
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

下見会

公売物件を実際に見ることができると下見会を開催します。落札した物件は返品することができませんので、事前によく見て参加ください。参加申込は不要です。

▽日時 10月11日(土)午前10時～午後3時

▽場所 市役所本庁舎1階

※原動機付自転車など一部の公売物件は下見会に展示しません。下見を希望の方は、公売担当まで問い合わせください(日程など調整させていただきます)。

《問合せ》 税務課収税係(公売担当) ☎23-11118

固定資産税のお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)の所在する市町村に所有者が納める税金です。

平成20年度税制改正

固定資産税における償却資産の耐用年数改正

減価償却資産の耐用年数に関する省令が一部改正されました。特に、機械および装置については、区分と耐用年数が全面改正となりました。

平成21年度の償却資産申告は、次のことに留意ください。

- ・決算期等に関係なく、既存分を含めて、改正後の耐用年数が適用となります。
- ・資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再評価するものではありません。

償却資産申告書の様式

償却資産申告書の様式(第26号様式)が一部改正されました。

市では、平成21年度以後の申告書は、改正後の様式に準じたものとします。

固定資産に異動があった場合は届出ください

平成20年中に、次のような異動があった場合は、必ず届出ください。

- ①家屋を取り壊した場合
- ②家屋の用途変更があった場合(専用住宅・併用住宅等から工場・事務所等へ)
- ③登記をしていない家屋の所有者が変わった場合
- ④土地の利用状況が変わった場合(農地を埋め立てて駐車場や資材置場にした場合など)
- ⑤その他、4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更があった場合など

※登記が完了した異動については届出不要です。

※償却資産の異動については、12月上旬に送付する申告書で申告してください。

※異動に伴う税額変更は、平成21年度からとなります。

《問合せ》 税務課資産税係 ☎21-9046 または各総合支所 民生課